

平成27年度第2回原町区地域協議会

会議録

<地域協議会の日時・場所>

- | | | |
|---|----|---------------|
| 1 | 日時 | 平成27年5月26日(火) |
| | 開始 | 13時30分 |
| | 終了 | 15時30分 |
| 2 | 場所 | 市役所本庁舎4階議員控室 |

【 会 議 録 】

1 開会

■総務課長

ただいまより平成27年度第2回原町区地域協議会を開会いたします。委員15名のうち、現在、出席委員12名で、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

2 委嘱状交付

原町区PTA連絡協議会からの新たな推薦委員として、遠藤充洋委員に総務部長より委嘱状を交付。

【出席委員名】 12名

鈴木 進一、佐藤 吉子、早川 浩、高田 光吉、松永 雄一、
小野 洋子、遠藤 充洋、木幡 泉、今野 和秀、佐藤 基行、山城
雅昭、島村 哲哉

【欠席委員名】 3名

濱須 弘仲、宇野 正敏、廣瀬 要人

3 会長あいさつ

鈴木会長のあいさつ。

4 議事

(1) 会議録署名人の指名

■総務課長

これ以降会長に進行をお願いいたします。

■会長

署名委員の指名ですが、名簿順により早川委員、高田委員にお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、中林主事にお願いします。

(3) 報告事項

■会長

報告事項に入らせていただきます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例について説明をお願いします。

(情報政策課より説明)

■会長

今の説明に対して質問はございますか。

質問ではないのですが、私から確認したいところがある。別紙様式2-1の資料の3P第2条において個人時用法となっているが、個人情報ではないか。

■情報政策係長

大変申し訳ございません。個人情報の誤りです。

■遠藤委員

別表1、2、3と庁内での個人情報のやり取りについて規定されています。先ほど、これ以外にも加えられるというお話がありましたが、それはどのような形なのでしょう。条例として整備するのか、行政の裁量でやっていくのか。そこをお伺いしたい。

■情報政策係長

法律にも別表形式で定めがあります。そこでは庁外の利用についても定めがあります。条例の4条2項において庁内で利用できる旨の定めがあります。これに加えて、別表第一は法律にプラスして定めたものです。国で見直しが行われていきまして、利用範囲が広がる予定です。その部分につきまして条例案件として、議会の同意を得まして条例の改正を行っていく予定です。

■遠藤委員

ありがとうございました。生活保護、母子家庭など大変デリケートな情報

を含んでいますので、取り扱いには注意していただきたい。特にお願いしたいのは広報上の問題で、平成28年の1月からはこの番号がなければ納税もできなくなってしまうので、行政の側でもPRをお願いしたい。それと同時に秘密の保護について、庁内での利用は結構ですが、ベネッセの個人情報流出のような事例も起こりえますので、退職・異動の場合には二重三重のチェック体制を構築していただいて、その中で個人情報がきちんと守られるような体制を築いていただきたいと思います。

また、委任状を持つ人に対しては情報の提示が可能とのことですが、委任状の正否についてはどういう基準で判断するのか、市内でも議論していただきたい。よろしくおねがいします。

■情報政策課長

ただいま遠藤委員からありました様々な個人情報を保護するための留意点につきましては、これまでも南相馬市が個人情報を扱う上では、事故がないように十分配慮して運用して参りました。さらに今度番号制度ということで国全体が一括して利用することで利便性が向上する一方で、悪用された場合のリスクが大きいということでもありますので毎年最新の防衛を図っていきたくて考えております。運用を図る上で基本的となる市民が便利になるようにという視点を失ってはならないと考えております。その部分を踏まえて運用したいと考えております。

■総務課長

今ほど個人情報保護につきましてご意見を頂きました。マイナンバーに基づく特定個人情報につきまして当市の個人情報保護条例の改正にむけて準備を進めているところですので、この部分につきましては後で総務課より説明をさせていただきます。

■山城委員

この制度が来年の1月から始まることで市民が戸惑うところもあるかと思いますが、いろいろな面から戸惑いをなくすよう努力し、またよく分かっていない人にPR、指導をしていかないとマイナンバーによって困ったとか、やらなかったために困るということになってしまう。このため、そういう事態を防ぐためのPR等をどうやっていくのか伺いたい。

■情報政策係長

広報については国もしており、市でも広報紙やみなみそうまチャンネル等を用いて広報していきます。市民の方の疑問、心配な点などがありましたらご連絡いただければ、その都度対応いたします。説明会などが必要な場合があれば実施して参りたいと考えております。

■山城委員

よく分からないまま違反してしまった場合に、当初は罰則が緩和されるなど運用で配慮することもありうるのではないか。

■情報政策係長

ご意見の通り進めていきたいと考えております。

■会長

この件については以上で終わります。

次に個人情報保護条例の一部改正について総務課より説明をお願いします。

(総務課法務文書係長より説明)

■会長

私から言葉の説明をして頂きたい部分がある。新旧対照表の1 P 第2条の(7)に特定個人情報、(9)に保有特定個人情報とあります。保有個人情報、特定個人情報、保有特定個人情報この3つがどのように違うのか説明していただきたい。

■法務文書係長

特定個人情報が番号に個人情報が加わった情報が特定個人情報です。保有特定個人情報とは、市が何らかの形で特定個人情報を保有した情報の事です。個人情報についても同様です。個人情報で市が取得したものについては、保有個人情報としてその取扱いについて条例で規定しております。

■会長

保有特定個人情報と保有個人情報で特定の有無の違いは何なのでしょう
か。

■法務文書係長

特定がつくものはマイナンバーの番号が付いた情報です。

■会長

よく分かりました。他に質問ございますか。

■高田委員

資料9 Pの《特定個人情報保護評価について》という枠の中で、しきい値という言葉が使われているが、これはどういう意味なのか。また、「南相馬市の場合は、対象外又は基礎項目評価のみである」とはどういう意味なのか。

■法務文書係長

今ほど高田委員よりご意見頂いた「しきい値判断」におけるしきい値という文言につきまして、法律の用語より利用しています。判断として事務を行う人数と特定個人情報を扱う事務職員の数、特定個人情報に関して重大な漏洩事件などの有無、このチェックリストの事を国はしきい値として用いております。

南相馬市につきましては、59事務が利用事務に該当しまして、うち29が基礎項目評価に該当しております。

■高田委員

「しきい値」のしきいとはどういう漢字を当てはめ、どういう意味なのか。

■情報政策課長

しきいという表現は国で使っていますが、例えば千人以下のデータであればAにし、千人から一万人以下はB、十万人以上はC、三十万人以上はDというように、一つ一つの判断の基準点を決めており、この基準点をしきいといいます。同様にデータを扱う職員数が、20人以上・以下、500人以上・以下で分けており、一定の範囲を示す数字をしきいと呼んでいます。

■法務文書係長

大変わかりにくい言葉だというご指摘を頂きましたので、パブリックコメントにおきましては、注釈をつけて対応していきたいと考えております。

■高田委員

震災時に個人情報の問題が我々区長にとってネックになった。今回の条例改正でそれが改善されるのか。

■法務文書係長

震災時要援護者等が避難するにあたり個人名等の開示がうまく進まなかったということ踏まえまして平成24年に個人情報保護条例の一部改正を行っております。改正内容につきましては、外部提供の目的外利用の例外規定といたしまして災害時等を加えまして、緊急の場合身体生命を守るという観点から、外部提供してよいという規定を加えたことが今回の震災の教訓として改正したところです。

■会長

質問がないようですので、この件については終わります。

次に南相馬市指定介護予防支援事業運営基準等及び地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について説明をお願いします。

(長寿福祉課より説明)

■松永委員

内容の問題ではありませんが、「参酌する」など行政用語が市民感覚とかけ離れたところにあります。一般市民がわかるような表現にできないものかと思えます。今まで何度も同じ件でお話していますが、全く変わりません。担当セクションが変わるたびに申し上げているので、今までの意見が伝わらなかったわけではないと思えますが、言葉をもう少し市民のレベルに落としたいと思えます。

■会長

今の件については、担当課だけの問題ではなくて、全体的に統括するところからご回答いただきたいと思います。

■総務課長

今回の件につきましては、国で定めた方の用語ということで、難しい表現とか、耳慣れない表現などが出てくるところです。そのためやむを得ないところもありますが、市民の皆さんのご意見を聞くうえで用語を変えられない場合は注釈をつけるなど理解しやすいように努めたいと考えております。

■高田委員

まず一点目として、資料1Pの「参酌すべき基準」の但し書き以下の部分について、具体的にはどういうものなのか伺いたい。

二点目として、4Pの「暴力団関係者」の定義は何を参考にしたのか。

最後に、資料の最後の条例5条2項で「運営協議会」において認められた場合に定める、という条文になっている。これは逆に言うと運営委員会の決定によって廃止もできるという理解でいいのか。以上3点を伺いたい。

■長寿福祉課長

一点目につきましては、今回国の基準をそのまま利用しておりまして、「参酌すべき基準」として国の基準から離れたところではございません。ただ、今後必要が生じた場合に改正しながら対応していきたいと考えております。

二点目の「暴力団」等の言葉は、市の他の条例にも記載されておりまして、定義としてはそれと同じものです。

三点目の運営協議会につきましては地域包括支援センターを運営していく上で外部委員に業務についていろいろご指示頂いております。規定については、運営協議会で包括支援センターの運営についてご意見いただきながら対応していきたいということで定めたものです。

■高田委員

暴力団関係について伺いたいのは、何を基準として条例において判断したのかということをお伺いしたい。

また、三点目の質問は、条例5条2項の前項の場合に関わらず、運営協議会が認めた内容が行えるということは、逆に運営委員会が必要ないと認めた場合に廃止することも決定できるのかということをお伺いしたいのです。

今いただいた回答では不十分かと思っておりますので、再度お伺いします。

■会長

今の高田委員の第二点暴力団の件についてですが、基準の中に「暴力団員等による不当な行為」とありますが、暴力団員ということはどういう条件のもとにこの方は暴力団員だということ何を持って定めるのかということに

についてのご質問ということです。その基準は何になるのでしょうか。お答えください。

今調査中ということですので、後回しにしまして運営協議会についてお願いいたします。

■遠藤委員

まとめる時間を取っていただくためにも、いったん休憩してはどうでしょうか。

■会長

10分ほど休憩します。その間答弁の準備をお願いします。

(10分休憩)

■会長

会議を再開します。先ほど残されていた二点についての回答をお願い致します。

■総務課長

1点目は暴力団関係でございます。暴力団関係につきましては市の暴力団排除条例第2条3号の規定は法に対応しております。不当な行為とは法第2条第2号をみますと暴力団構成員により暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体と規定されておまして、市といたしましては、暴力団の認定としましては、警察に連絡をいたしまして確認しております。

■長寿福祉課長

先ほどご質問いただいた条例第5条について回答致します。条例の構成としましては、4条で地域包括支援センターの運営に係る基準を定めておまして、5条で職員に係る基準がありこれは守らなければならない基準があります。6千人というのが守らないとならない基準なので、これを8千人とかにすることはできません。5条1項の3千人以上6千人未満で職員の員数を定めています。このため、2項においてもこの定めと異なる決定を運営協議会ですることとはできません。

■松永委員

先ほど暴力団員について質問がありましたが、暴力団員というのは行政機関、市町村などの指定をうけており、他に準構成員や暴対法では交流者まで定めていますが、交流者にまで適用されるのでしょうか。

■総務課長

ご提案しております例規から申し上げますと法律に規定する暴力団というのは先ほど申し上げました指定暴力団とならなくても暴力団と認められる場合があります。条例の2条3号につきましては暴力団員等と規定しておまして、暴力団員と暴力団員でなくなつて5年を経過しない者を対象とし

ております。松永委員がおっしゃる暴力団交流者につきましては法令上含んでおりません。

■松永委員

暴対法では交流者も含まれていると思います。条例では関係者となっていますので、交流者を含んだ方が分かりやすいのではないのでしょうか。

■長寿福祉課長

関係者は交流者を含んでいると解釈しております。

■会長

以上でこの件を終了します。次のパブリックコメント手続条例の制定について説明をお願いします。

(秘書課より説明)

■会長

ただいまの説明に対して何かご質問はありますか。

■山城委員

以前にもパブリックコメントについて発言しましたが、市の方でどう制度をPRしていくのでしょうか。パブリックコメントの出される件数が市民の数に対して少なすぎます。制度を推進して、パブリックコメントがたくさん出る市になればいいのではないかと思います。また、出した意見内容は政策に活かされていくのでしょうか。出した方からすると一生懸命出したけれどもなかなか活かされないと感じます。今回の条例制定によりそのように変わっていくのではないかと期待しています。よろしくおねがいします。

■政策調整係長

パブリックコメントにつきましては、5月15日号の広報におきまして実施状況、今年度の予定内容の周知、さらに掲載するうえで若い人向けになるかもしれませんが、フェイスブック、ツイッターなどを利用して周知を図るようにしました。さらに、より意見が出されるように、今回であれば条例の場合、条例をそのまま出しても意見が出にくいことから、より分かりやすい形にした資料を今年度よりつけていただいて公表する形に変更しております。

更に意見数ですが、昨年ですと一番多いものでは30件以上意見がきており、少ないものでは意見が来なかったものもあります。専門性の高いものについてはなかなか意見が来ず、広く市民に影響がある件については意見を多くいただいています。先ほども申しました通り、分かりやすい資料を付けることでより多く意見をいただけるように努力して参ります。

頂いた意見につきましては、こういう意見があったと公表し、市で回答することで対応し運用して参りたいと考えております。

■高田委員

資料1 Pの2. 条例化の目的の中で、議会において条例化の流れがあった、また効果が挙げられているが、これは南相馬市議会で特別な流れがあったということなのでしょうか。また資料4 Pの4において、県内各市町村の状況が出ていますが、これを見る限りでは、条例化の流れがあまり見えません。これが一点目です。

次に2点目として、条例化したからといって、市民の認知度が上がるということはなかなか考えづらいです。例えば、我々は2週間ほど前に資料をいただいて、意見を出していますが、パブリックコメントについては、学習センターなどに資料が置かれてそれを見て意見がある人は出してくださいということですが、現実的に考えると、資料を見てすぐに意見を述べる人というのは非常に限られた人で、専門的な知識があるとか、関心がある場合であって、一般市民が意見を述べるのはなかなか難しいです。我々も事前に資料をいただいてもまんべんなくチェックするのは簡単ではありません。

このため、市民の認知度をあげるよりも根本的な問題があるのではないかと。

そして、同じ4 Pの3番について説明頂いたのですが、末尾の括弧の中に全件が47件で、うちパブリックコメント実施件数が4件だったとあります。また、今回の改廃により対象になるのが3件である旨説明があります。このあたりの説明について理解できないところがあるので、ご説明願いたい。

■政策調整係長

1点目の議会での流れですが、3月議会の中で、何人かの議員からパブリックコメントのあり方についてご質問を受けました。昨年総合計画や小高区の市街地整備計画など重要な計画が策定されておりまして、それに準じてパブリックコメントの意見があったということです。

全国的な流れについてでございますが、確かに県内では条例化されているところは1市町村のみですが、全国的には、大きな自治体や先進自治体の中から要綱から条例化していく自治体が出てきている状況です。こういった動きが全国的に広がっていくと解釈しております。

それから認知度の向上でございますが、条例化することによって、直接認知度が上がることは難しいかもしれませんが、条例化することで議会での議論も当然ございますし、私どももパブリックコメントに提出致します。そういったことで認知度が上がればと考えております。またもっと分かりやすい資料を作ることによる認知度の向上も考えております。

それから3点目の見直しによる影響ですが、条例規則が26年度だけで47件ございました。そのうち4件がパブリックコメントに付して作った条例ということになります。残りの43件のうち3件が今回のパブリックコメント手続条例によって新たに対象となります。残りの部分につきましては直接

市民に影響のない条例規則であることから条例化の後もパブリックコメントの対象とならないものです。

■秘書課長

パブリックコメントの肝は分かりやすい資料を提供することにあると考えております。市民と行政が一緒になってまちづくりを進めるという手段でございます。先ほど松永委員からご意見ありましたように、分かりやすい行政用語もございます。それを踏まえて、分かりやすい資料を作ることが大切なことですので、条例化に伴いましてより一層分かりやすい資料作成に努めてまいります。

認知度についてですが、条例というのは市の最高規範です。このように位置づけることによって、パブリックコメントを広めていくという決意を市民に広め、市民の皆さんのご意見を聞きたいと考えております。

■高田委員

P3(3) 提出意見の考慮、において文言を「十分考慮」という強い表現に改めたところがあるが、この言葉も抽象的で強い表現とは言い難いのではないかと。もっといい表現はなかったのでしょうか。

■政策調整係長

上位法である行政手続法の文言を取ったものです。文言や表現よりも実際にいただいた意見に対し、検討し出された結果など経過を見せることが大切だと考えています。

■秘書課長

頂いた意見についてすべて取り入れるということは現実的には難しいです。頂いた意見に対して説明していくことが大切です。パブリックコメントにつきまして説明責任、透明性の確保という目的がありますので、意見に対して市の考え方を説明していくことが大切だと考えております。

■山城委員

私がパブリックコメントを出すとき広報やHPにおいて確認し、文書を印刷している。案件によっては、印刷の量が多い。市で何部か用意しておいて頂ければ意見も出しやすくなる。

■政策調整係長

担当課でコピーしたものを備え付けておきます。

■会長

他になければこの件については以上で終わります。総務課でその他として何かございますか。

■市民活動支援係長

私から第一回地域協議会合同会議の保留事項の回答の説明をさせて頂

きます。A4版1枚の資料をご覧ください。

農地除染に関して、地元で仮置き場を確保できた所から除染を行うという市の方針のため、仮置き場を提供したところについて、農地・水・環境保全事業の事業費について過年度に遡って返還を求められた経緯があり、市ではどのような対応を考えているのか、というご質問につきまして、担当課より、協定農用地内において、仮置き場による一時転用で作業実施面積が小さくなった場合は、以下の基準で交付金が減額されます。転用の基準日（土地の契約月日等）が当該年度の第1回交付金交付月日以前の場合は当該年度の交付金から、基準日交付金交付月日以降の場合は翌年度の交付金から減額されます。ご質問のケースでは、当該年度に面積変更申請がなされていないので、上記により翌年度に基準日に遡っての返還となりますのでご理解願います、との回答です。

二つ目が、ふるさと納税関係で、他市では返礼品を充実させることで申し込みが増えているが、南相馬市ではこれまで2万円で野馬追入場券2枚、50万円で、入場券と特産品とあるが、内容については記載されていない。せっかくの法制度が生かされていないのではないかとご意見いただきました。こちらにつきましては、総務課で担当しておりまして、近年、ふるさと応援寄附金を物産振興に活用する傾向が強くなっている状況変化に鑑み、記念品贈呈を通じて地場産品のPRに努めることが有効であると考えられることから、今年度より制度を見直し、従来の基準に、新たに、新たに5万円以上10万円未満、10万円以上50万円未満の寄附をした方への区分を設け、それぞれ概ね2千円、5千円の記念品の贈呈をすることとしました。また、50万円以上、100万円以上、500万円以上の寄附をした方へ贈呈する記念品を、それぞれ概ね1万相当、2万円相当、5万円相当に増額しました。

また、市の特産品を掲載したカタログを作成中であり、5万円以上寄附をした方には、カタログを送付し、その中から記念品を選んでいただけるようになります。カタログにつきましては、市のHPにすでに公開してございます。よろしければご覧ください。参考までに、下記に寄附金額と贈呈品を記載しました。

また、仮設住宅目的外貸付事業について県職員が対象に含められないかというご質問につきまして担当課が建築住宅課になっております。県にも確認をしたが、県職員・県教職員ともに事業に該当しないとの回答を得ています。貸付要件の「被災地で就職する」との要件に人事異動や派遣によるものは該当しないとされているためということです。

以上が、回答についての説明です。

■高田委員

回答いただいたのは経過に過ぎません。私が質問したのは、元々市は各行政区ごとに仮置き場が設置で来たところから農地除染をすると説明しており、そのため、我々も時間をかけて場所を選定して、地権者、周囲の住民に説明をして場所を設定し、市に報告し確認を受けました。これに対し、市は除染は西側からするというので、仮置場の選定とは関係なく決められました。市がお金を払ったことで、別の制度である農地水では年度の初めに遡って適用される。このことからまじめにやったところが損をするような事態になったことについて市はどう考えているのかを伺った。経過については理解している。

■総務部長

農地水につきましては、基準日があり、その日で判断することになっていきますので、基準日前になってしまうと対応は難しいです。再度確認し、高田委員に報告いたします。

■市民活動支援係長

皆様のお手元に第一回地域協議会合同会議議事録案をお配りしております。内容を見て修正等あれば6月2日までに事務局までご連絡ください。よろしくお願い致します。

■高田委員

前回の合同会議の感想です。各区15人ずつで計45人が集まって2時間。市の予算の概況の説明をすることは、単なるセレモニーになりかねない。また、市においても各部長の時間を拘束しており、それだけの意味があるとは言い難い。

また小高区役所長が小高区地域協議会会長に早く終わるように合図をしていた。別の会議の予定などがあつたのかもしれないが、事務局で調査して何か理由があるのであれば説明していただきたい。

■総務課長

確認しましたところ、合同会議後に鹿島区の地域協議会が別室で予定されており、これを心配しての行動かと思われ。執行部としましても、会議を開いてご意見を頂く時間を確保し、あらかじめ質問が多く予想される場合には質問を整理して会議を開催するなど両面で適正な会議運営に努めてまいります。ご気分を害されたということにつきましてはお詫び申し上げます。

■高田委員

毎回ああいうことでは時間が無駄になってしまう。

■島村委員

今の話に関して、個人的には年1回自然体で集まり顔合わせを行うことに

は意味があると思います。ただ質問をする保証がされないのは問題です。どうしても質問したい事項について事務局に事前に連絡しておくことで質問することを保証するとか、一人の方が多く質問することで公平性に欠けるのであれば一度に何件までと決めるなどルール作りをしてもよいのではないかと思います。

■総務課長

今いただきました意見につきましても検討していきたいと思います。意見が活性化する会議にしていきたいと考えております。

■総務部長

3区の合同で会議を行う意味は予算を通じて3区の事情を分かっていたことが1つの目的です。合同会議を行うことに意味があると思いますのでよろしくお願い致します。

■会長

会議の中身、質問の数についてはおのずと判断できるようになると思います。質問の数を定めるのではなく、各委員の裁量に任せたいので、議長の判断に従ってほしい。なるべく時間内に終わるようにしたいが、終了時間を定めるのということではなく、内容により多くの質問が出ることもありこれには対応する必要がある。時間と案件の問題として、報告事項については案件を絞っていただき、長くても4時半には終わりたいと考えている。それを踏まえて質問していただきたいと考えている。

■山城委員

ただいまの会長の話についてですが、どうしても終わらない場合に残った質問を個人から出していいと付け加えていただくと質問が出しやすい。

■市民活動支援係長

次回の日程につきましては、7月の開催を予定してございます。日程につきましては会長とご相談しながらあらためて連絡いたします。

■松永委員

防災アナウンスにつきまして地域協議会に議題としてあげてよいか事務局に確認していましたが、どうなりましたでしょうか。男の声では家の中で聞きにくいので危機管理課の方に説明していただきたい。

■総務部長

防災アナウンスにつきましては、以前女性の声で試しましたところ苦情がありまして、男性の声に戻した経過がございます。再度数日前から女性の声で対応しております。スピードなど調整しまして男性の声より聞きやすくなりましたので、今後女性の声でやっていきたいと考えております。

■松永委員

表情が暗いということで男性にまた戻ったということでしたが、男性の声と女性の声とは周波数特性という音質の特性があつて、伝わり方が全く異なり、男性の声は家の中とか遮蔽物のあるところ、雑音があると聞き取りにくくなります。緊急性のある広報については聞こえることが一番重要であり、女性の声は家の中で窓を閉めていても聞こえます。

■総務部長

女性の声の方が聞きが良いようです。

■松永委員

音質の特性があり、前家の中では全く聞こえませんでした

■島村委員

機械の合成音なのでしょうか。

■総務部長

そうです。聞きやすくなるよう調整して参ります。

■会長

以上で第2回地域協議会を閉じさせていただきます。ご審議いただきありがとうございました。

以上のとおり相違ありません。

会 長 鈴木進一

会議録署名人 高田光吉

会議録署名人 早川浩